

住まいるいちばんネクストV (全国保証(株)保証付)

(2024年9月2日現在)

商 品 名	住まいるいちばんネクストV(全国保証(株)保証付)	
ご利用いただける方	<p>①申込時年齢が満20歳以上満65歳未満の給与所得者・個人事業者の方で、完済時の年齢が満80歳未満となります。(但し、加入される団信によって申込時年齢・完済時年齢が異なります。)</p> <p>②日本国籍を有する方、または永住することを許可されている方。</p> <p>③反社会的勢力に該当しない方。</p> <p>④取引停止処分や個人信用情報に事故登録の無い方。</p> <p>⑤原則、団体信用生命保険に加入できる方。</p> <p>⑥年収100万円以上で、安定して継続した収入のある方で、年収の判断基準は以下の基準となります。</p> <p>給与所得者(一般正社員)の方の場合は前年度の給与収入(税込) 給与所得者(親族会社勤務)の方の場合は過去3年間の給与収入(税込) 法人役員の方の場合は過去3年間の収入(税込) 個人事業者の方は過去3年間の年間所得(税引前)および確定申告書の内容 年金受給者の方は年間受給額</p> <p>⑦給与所得者の方は原則勤務1年以上(法人役員・親族会社勤務の方は勤務1年以上かつ会社の通年決算2期以上)の方で、個人事業者の方は、営業年数3年以上が基準となります。 (医師・弁護士・公認会計士・税理士の方は、勤務・自営を問わず1年以上)</p> <p>⑧全国保証(株)の保証が受けられる方。</p>	
お 使 い み ち	<p>申込人本人が所有(共有含む)し、居住する物件で、以下の項目にかかる資金</p> <p>①土地購入資金(概ね3年以内に住宅建設が予定される場合となります。)</p> <p>②住宅購入資金 ③住宅の新築資金 ④住宅のリフォーム資金</p> <p>⑤住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 ⑥住宅に付随するインテリアおよびエクステリア資金</p> <p>⑦他行住宅ローンの借換資金 ⑧中古住宅購入資金+リフォーム資金 ⑨お使用みち①～⑧に関する諸費用</p> <p>※ご融資の対象物件に対して第1順位の抵当権を設定させていただきます。</p> <p>※申し込み条件により、対象とならない資金があります。</p>	
ご 融 資 限 度 額	<p>100万円以上、1億円以内(1万円単位)(全国保証(株)の保証付き融資の累積保証金額の範囲内)</p> <p>※但し保証会社で定める担保評価額の200%以内となります。</p>	
ご 融 資 利 率	固定金利選択型	
	金利設定の選択	<p>※固定金利選択型は当初借入日以降、2年毎・3年毎・5年毎・10年毎の選択の4種類となります。</p> <p>・2年間(年1.10%)・3年間(年1.20%)・5年間(年1.70%)・10年間(1.90%)</p>
	金利設定の基準	<p>・金利情勢および一般に適当と認められる金利を基準として設定。</p> <p>・金利はお申込み時・ご融資実行時のいずれか低い方でご利用いただけます。</p>
変動金利の場合	<p>◎基準とする金利</p> <p>・10年以内 年2.875%以上(当金庫短プラ+0.500%) ・10年超 年2.900%以上(当金庫短プラ+0.525%)</p> <p>[※引下げ金利適用条件該当の方]</p> <p>基準とする金利から▲年0.2%</p> <p>◎引下げ後金利</p> <p>・10年以内 年2.675%以上 ・10年超 年2.700%以上</p> <p>※引下げ金利適用条件は次項を参照ください。</p>	
引下げ金利適用となるお取引項目	<p>※変動金利をご利用の場合、次のお取引項目で引下げ金利適用となります。</p> <p>①給与振込または財形5万円以上のお取引。 ②カードローン契約のお取引。 ③公共料金3種目の自動振替のお取引。</p> <p>※世帯取引の場合は上記①②③、職域でのお取引の場合は上記の内①②で引下げ金利適用となります。</p>	

ご利用期間	2年以上、50年以内（月単位） 建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古物件に関わらず ※保証会社の審査により、融資期間が変更となる場合があります。																								
ご返済方法	・毎月元利均等もしくは元金均等の分割返済。（元金据置1年以内まで可） ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。（給与所得者（一般正社員）の方のみ）																								
団体信用生命保険	・所定の団体信用生命保険にご加入いただきます。（保険料は金利に含まれています。） ・3大疾病保障特約付団信も任意で加入できます。その場合、金利は年0.20%上乘せとなります。																								
連帯保証人	所得合算者がある場合は、その所得合算者を連帯保証人とさせていただきます。 但し、お使いみちに事業性資金（賃貸併用住宅・店舗併用住宅・太陽光発電）を含む場合は、返済協力者となります。 その他金銭消費貸借契約において連帯保証人とする場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。																								
保証会社・保証料	保証会社………全国保証㈱ 保証料………ご融資時一括払いにて保証会社の基準によって次のA～Eコースの各保証料となります。 【100万円あたり35年保証の場合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常保証料</th> <th>超過保証料</th> <th>（超過保証料）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース</td> <td>9,976円</td> <td>42,756円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>17,102円</td> <td>64,134円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>21,378円</td> <td>106,891円</td> <td>（64,134円）</td> </tr> <tr> <td>Dコース</td> <td>29,929円</td> <td>149,648円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Eコース</td> <td>42,756円</td> <td>192,404円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※超過保証料……保証会社の担保評価による評価額の100%超の融資金額の保証料です。 ※（ ）内の超過保証料は資金使途に借換・住換え・建替えを含む場合に使用されます。</p>		通常保証料	超過保証料	（超過保証料）	Aコース	9,976円	42,756円	—	Bコース	17,102円	64,134円	—	Cコース	21,378円	106,891円	（64,134円）	Dコース	29,929円	149,648円	—	Eコース	42,756円	192,404円	—
	通常保証料	超過保証料	（超過保証料）																						
Aコース	9,976円	42,756円	—																						
Bコース	17,102円	64,134円	—																						
Cコース	21,378円	106,891円	（64,134円）																						
Dコース	29,929円	149,648円	—																						
Eコース	42,756円	192,404円	—																						
取扱手数料	・当金庫所定の手数料 融資額×0.5%×110% ・全国保証㈱の手数料（1件につき） 55,000円（消費税込み） ・その他、繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。																								
ご提出していただくもの	①保証委託申込書 ②団体信用生命保険加入申込書兼告知書 ③住民票謄本（本人およびご家族全員ならびに連帯保証人・連帯債務者が確認できるもの） ④所得証明書類 ・給与所得者 … 公的証明書（直近1年分）・源泉徴収票（直近1年分） ・自営業者 … 納税証明書〔その1（納付税額等の証明書）およびその2（所得金額の証明書）を過去3年分〕 確定申告書（内訳付3期分） ・法人事業主 … 決算書（過去3期分） 確定申告なし … 「給与所得者」の書類一式（但し、直近3年分） 確定申告あり … 「自営業者」の書類一式 ・年金受給者 … 年金証書の写し・年金額改定通知書（直近のもの） ⑤売買契約書 ⑥工事請負契約書 ⑦重要事項説明書 ⑧公図 ⑨実測図または地積測量図 ⑩間取図 ⑪配置図 ⑫写真（現場） ⑬土地・建物登記簿謄本 ⑭建築確認通知書または検査済証 ⑮返済口座通帳1年分または既存借入取引経過表（借換資金ご利用時） ⑯返済予定表（借換資金ご利用時） ⑰残高を確認できる資料（借換資金ご利用時） ※その他、必要によりご用意いただく書類もあります。																								

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。